

青森県報

第四千五百八十号

平成三十一年
三月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設の指定……………(同) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) …… 二
- 右 ……(同) …… 三
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) …… 三
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(港 湾 空 港 課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し……………(西 北 地 域 民 局) …… 三
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四

告 示

青森県告示第百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
合同会社ケアライブ	東津軽郡平内町大字小湊字小湊四五の一	訪問介護	ホームヘルプつばき	平成三・四・一

青森県告示第百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人夢の里	青森市はまなす一丁目一五	就労継続B型支援	障害者就労継続（B型）事業所「希望」蓬田	平成三・四・一

社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会
弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八
生活介護	生活介護	短期入所	短期入所	生活介護	施設入所支援	短期入所	短期入所
障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園	障害者支援施設もみじ学園
黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三	黒石市大字南中野字上平五の三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービス事業を廃止年月日
所在地	主たる事務所の所在地	所在地	〃

特定非常利活動法人夢の里	青森市はまなす一丁目一の五	就労継続支援A型	障害者就労継続支援（A型）事業所「希望」蓬田	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越	平成三・三・三一
三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字倉石中野字小渡八八の二	共同生活援助	三戸郡福祉事務組合立三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字倉石中野字小渡八八の二	〃
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	就労継続支援A型	ワークセーのれそ	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の一	〃

青森県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	障害者支援施設もみじ学園	設置の場所	指定年月日
障害者支援施設青葉寮	黒石市大字南中野字上平五の三	平川市唐竹高田四五	平成三・四・一
〃	〃	〃	〃

青森県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 する 医療の 種類	指 定 辞 退 年 月 日
三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口 一六四の六五	整形外科に 関する 医療	平成三・四・一

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
エコール訪問看護ステーション	弘前市大字駅前町一〇の六	平成 三・三・三

青森県告示第百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	障 害 児 通 所 支 援 事 業 の 種 類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称 主たる事務所の所在地	名 称 所在地	名 称 所在地	
社会福祉法人やまぶき福祉会	保育所等訪問支援	児童発達支援センターやまぶき園	平成 三・四・一
青森市大字雲谷字山吹九二の二八五		青森市大字雲谷字山吹九二の二八五	

青森県告示第百八十三号

昭和三十八年二月二十八日青森県告示第百三十一号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 二の3中「東港地区海岸」を「東滝地区海岸」に、同3の(三)中「八四度〇〇分一四〇・〇メートル」を「六五度三〇分二一八・〇メートル」に、「二〇九度三〇分一五・〇メートル」を「七〇度〇〇分一九六・〇メートル」に、「一一〇度〇〇分一五・〇メートル」を「八〇度〇〇分一四六・〇メートル」に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 丸忍設備
- 二 氏名 木村剛
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉五三の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七七）第七八二二号
- 五 取消年月日 平成三十一年三月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十月二十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社コーセイ住宅

二 代表者の氏名 滝口康生

三 主たる営業所の所在地 むつ市中央二丁目二八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一五三二六号

五 取消年月日 平成三十一年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 米豊建築有限公司

二 代表者の氏名 米豊和

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町正津川戦敷五三六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第六〇〇〇五四号

五 取消年月日 平成三十一年三月一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭